

三芳町認知症施策推進計画（案）に対する町の考え方について

町の考え方を下記の通り取りまとめましたので、お知らせします。

パブリック・コメント案件：三芳町認知症施策推進計画（案）		
担当課：健康増進課	メールアドレス：choju@town.saitama-miyoshi.lg.jp	
提出された意見の件数	14件（うち同一の意見0件）	
対応状況	下記のとおりとします。	
提出された意見等	対応方針	町の考え方
意見1 P.3 チームオレンジ、チームオレンジメンバーが何かわからないので、脚注をつけてわかるようにしてください。	一部修正します。	P3に以下のとおりチームオレンジメンバーに関する脚注を追加します。 ※チームオレンジメンバーとは、認知症サポーターステップアップ講座を受講した認知症サポーターのことです。認知症の人やその家族を支援するための取組を行っています。
意見2 P.11 I 1)《地域・企業の役割》 ・「困った時はお互い様」、「助け合うのはあたりまえ」という気持ちを持ち、声掛けや見守りを通して、認知症の人や家族に優しく寄り添います。 「助け合うのはあたりまえ」という表現ですが、言いたいことはわかりますが、そういう考えではない人もいます。協力してよりよいくらいにするような前向きな表現がよろしいかと思えます。	一部修正します。	「助け合うのはあたりまえ」の文言を「支え合いは大切」に変更します。
意見3 P.11 I 1)《地域・企業の役割》 認知症の人の意欲と能力に応じ、働き続けられるよう、職場環境を整備します。 この内容について、町としてどのような支援事業があるのか、ご教示いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。	認知症サポートセンターによる企業支援として、認知症への理解を深めるため、認知症サポーター養成講座の開催や個別相談を実施しています。
意見4 P.12 I 1)《行政の役割》 地域包括支援センターとの連携は、行政側からないのでしょ	原案のとおりとします。	地域包括支援センターは行政が設置主体となっている機関であり、委託法人とは適宜連携を取っています。
意見5 P.14 《基本施策①-2》 認知症施策推進基本計画（令和6年12月3日閣議決定）に記されている「若年性認知症の人やその家族に対する支援に向けた、若年性認知症支援コーディ	一部修正します。	基本施策に対してのご意見ですが、基本施策（2）若年性認知症の人が活躍できる場所を作るための取組を行うにあたっては、若年性認知症支援コーディネーターとの連携を含んだ上での取組を想定しています。

<p>ネーターを中心とした保健医療福祉の関係機関による連携体制を構築する。」という施策を三芳町の計画に記してください。</p>		<p>そのため、基本施策の上位にあたる、P12 基本目標の「行政の役割」の文言を以下のとおり修正し、若年性認知症支援コーディネーターについての脚注を追加します。</p> <p>「介護保険事業所や若年性認知症支援コーディネーター※2 等と連携し、認知症の人の社会参加機会の確保を行います。」 ※2「若年性認知症支援コーディネーター」とは、若年性認知症の人やその家族、支援関係専門職、事業者等からの医療や福祉サービスなど生活全般にわたる相談や支援を行う専門職として、埼玉県が配置しています。</p>
<p>意見 6 P. 21 《活動指標》活動への参加通いの場等の高齢者数が上げられています。適切でしょうか。重複して数えていたり、通いの場等の定義が曖昧で、評価指標として参考にならないと思います。</p>	<p>原案のとおりとします。</p>	<p>介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況調査として全国共通の指標で国へ報告している数値であり、ある一月の介護予防に資する住民主体の通いの場の参加者数を計上しています。</p>
<p>意見 7 P. 21 《活動指標》活動への参加高齢者の総合相談件数が現状値、めざす目標値の差分が 96 件でした。なぜこの数字か、計算根拠を教えてくださいませんか。 高齢者が増えて、相談件数も増えるような気がしますが、96 件は少ないと思います。</p>	<p>原案のとおりとします。</p>	<p>人口の将来推計では、高齢者人口は令和 11 年時点では令和 5 年と比較して減少することが見込まれています。(P23 参照) 令和 5 年時点では地域包括支援センターにおける高齢者の総合相談件数は高齢者人口の約 32% に相当しますが、令和 11 年には高齢者人口の 35% に増加することを見込んだ数値となっています。</p>
<p>意見 8 P. 21 《成果指標》主観的幸福感町の意識調査報告書の数値を参照しています。この意識調査は、全年齢を対象としており、認知症に関する年齢とは大きく乖離していると思います。なぜ、この数字を成果指標にしたのか、理由をご教示いただけませんか。</p>	<p>原案のとおりとします。</p>	<p>認知症に関する人とは、家族や介護者、地域住民等も含まれており、認知症の診断や症状のありなしにかかわらずすべての人が向き合う必要があり、P7 基本理念にも記載しています。 すべての人の主観的幸福感が向上することが重要と考えています。</p>
<p>意見 9 P. 21 《成果指標》地域の支援体制 認知症に関する相談窓口を知っている人の割合 めざす目標値の設定根拠をご教示いただけませんか。 5 年以上先の数字なのに、低い気がします。</p>	<p>原案のとおりとします。</p>	<p>介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は、高齢者を対象とした調査であり、高齢者の 2 人に 1 人が知っていることとなります。 自分自身は知らなくとも、地域の人や身近な人が相談窓口を知っている状況として目標値を設定しています。</p>

<p>意見 10 P. 21《成果指標》地域の支援体制 チームオレンジメンバー登録人数 めざす目標値の設定根拠をご教示いただけないでしょうか。 登録人数を上げる方策として、町はどんな事業を実施、もしくは予定しているかご教示いただけないでしょうか。</p>	<p>原案のとおりとします。</p>	<p>認知症カフェの開催1か所あたりに必要なチームオレンジメンバーが5人程度とし、町内全行政区(14行政区)での認知症カフェの実施に必要な人員や企業におけるチームオレンジメンバーの増加を見込んだ数値として目標値を設定しています。 登録人数を増やす取組として、認知症サポーターステップアップ講座の開催回数の増加や企業向け認知症サポーター養成講座等の実施を進めることを予定しています。</p>
<p>意見 11 P. 21《成果指標》地域の支援体制 町内の人が困っていたら手助けする人の割合 なぜ、この数字(偏差値)を成果指標にしたのか、理由をご教示いただけないでしょうか。 困っている町内の人が、必ず認知症の人ではありません。加えて、5年で偏差値(手助けする人)が1.4増えるということですが、1.4しか増えない、偏差値表記ではわかりにくいこともあり、成果指標として、適切ではないと思います。</p>	<p>一部修正します。</p>	<p>困っている人には、認知症の人だけではなく、家族や介護者も含まれます。対象者を限定することなく、困っている人を助ける人が増えることが重要と考えています。 偏差値表記については、分かりにくいというご意見を踏まえて、以下のとおりパーセント表記に変更し、P25 評価指標と目標値に関する出典・現状値等の現状値の算出の説明も変更します。 なお、手助けをする人の割合が1.6%増加することで、町全体で考えると約600人増えることとなります。</p> <p>現状値(令和5年):64.9% めざす目標値(令和11年):66.5%</p> <p>現状値の算出 問12A 町内の人が困っていたら手助けをするかについての全体の回答のうち「そう思う」、「ある程度そう思う」の合計の割合</p>
<p>意見 12 P. 24 (2) 認知症および軽度認知障害(MCI)患者数の推計(独自推計) 推計値の計算過程をご教示いただけないでしょうか。できれば、巻末資料に入れてください。 MCIが算出されていますが、計画策定に関係していますか? 通例、認知症患者を統計として扱うと思いますが、事業規模、予算を作る上で、MCI患者も含めて計画策定、事業計画しているのでしょうか。</p>	<p>原案のとおりとします。</p>	<p>認知症及びMCI患者数の推計値の計算方法については、「認知症及び軽度認知障害の有病率並びに将来推計に関する研究」において示された、わが国における認知症およびMCIの患者数と有病率の将来推計に対して、三芳町の高齢者人口の将来推計値を当てはめて計算しています。 国の認知症施策推進基本計画においても、MCIを含めた対応が求められています。</p>
<p>意見 13 P. 27 ②認知症ケアパス 知ってあんしん認知症ガイドブック インターネットで調べると「認知症ガイドブック ～認知症ケアパス2018～」がありました。 これとはちがうもので、知ってあんしん認知症ガイドブックがあるのででしょうか。</p>	<p>原案のとおりとします。</p>	<p>認知症ケアパスの簡易版として、知ってあんしん認知症ガイドブックを作成しています。</p>

<p>意見 14 P.29 ①ささえあい・みよし(生活支援体制整備事業) 「ラジオ体操などの通いの場の立ち上げ支援や生活支援団体の立ち上げ支援を行っています」と書かれていますが、最新年度で、如何ほどの予算が付いているか、ご教示いただけないでしょうか。</p>	<p>原案のとおりとします。</p>	<p>生活支援体制整備事業については、三芳町社会福祉協議会への業務委託料として令和6年度は800万円を計上しています。</p>
---	--------------------	---